

# 無料低額診療事業のご案内

経済的に不安のある方にも適切な治療を受けていただくために

## 無料・低額診療事業とは

「無料・低額診療事業」は、生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で医療の利用を行うもので、社会福祉法に位置づけられている事業です。

■ ご相談窓口は「受付・会計窓口」へご遠慮なく申し出てください。

## ■ 無料・低額診療事業の内容

- ・ 医療費の窓口負担金の全額免除または、一部免除

## ■ 利用のご案内

- ・ この制度を利用することができるのは、戸塚病院・平塚診療所・深沢中央診療所で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。ただし、一定の条件があります。
- ・ 無料・低額診療の適用については、戸塚病院・ソーシャルワーカーまたは診療所事務長との相談をおこないます。お話の内容により、無料・低額診療の利用が必要とされた場合には適用となります。適用とならない場合でも、医療費の支払いのほか、当面の生活などについて、ご一緒に打開の道をさがすように相談に応じています。
- ・ 他の公的な制度の適用が可能な場合は、その手続をお勧めすることになります。
- ・ 無料・低額診療は、生活が改善するまでの一定期間の措置です。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、ご一緒に生活を立て直していきましょう。
- ・ なお、無料・低額診療制度を申請する際に、収入状況などが確認できる関係資料を提示していただきます。あらかじめご了承ください。

※ 実施事業所以外の医療費や保険調剤薬局での薬代などについては対象  
となりません。

■ 例えば、このような場合にご相談ください。

- ・ 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる。
- ・ 国民健康保険短期保険証、資格証明書が発行され医療費の支払いに困っている。
- ・ 病気や障がいなどで収入がなくて医療費の支払いに困っている。
- ・ リストラや失業のため一時的に収入がなくなって医療費の支払いに困っている。
- ・ 「医療費が払えない」と治療を受けず、家庭の中で苦しんでいる人から相談を受けた。

などです。